

受注者各位

名古屋市

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）については、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させるとともに、必要な法定福利費相当額を反映させて設定したものとされ、令和7年3月から適用した公共工事設計労務単価に比して全国平均で4.5%上昇しており、昨年度に引き続き改訂を前倒ししています。

名古屋市においては、新労務単価に係る国の措置の趣旨にかんがみ、その早期適用を図るとともに、別紙の特例措置を講じることとしました。

つきましては、このたびの措置の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 技能労働者への賃金水準の引き上げ
2. 下請企業において「1」を行うために必要な額による下請契約の締結並びに技能労働者への適切な水準の賃金の支払を下請企業に対し要請する等の特段の配慮

令和 8 年 2 月 20 日

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

1 特例措置の内容

「2」に定める対象契約の受注者は、名古屋市工事請負契約約款第 58 条等の規定に基づき、契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象契約

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事等（工事請負及び業務委託のうち「公園・道路等の維持管理」又は「残土運搬」の申請業種名により発注されたものをいいます。以下同じ。）のうち、令和 7 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。なお、「新労務単価」は「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を表すものとします。

$(\text{変更後の契約金額}) = (\text{新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格}) \times (\text{当初契約の落札率})$

※「2」に定める対象契約で、旧労務単価とともに令和 7 年度設計業務委託等技術者単価も適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出します。なお、「新技術者単価」は「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価」を表すものとします。

$(\text{変更後の契約金額}) = (\text{新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格}) \times (\text{当初契約の落札率})$

4 変更協議の請求

(1) 期限

契約金額の変更協議の請求期限は、次のいずれか早い時期とします。

ア 契約日の 5 カ月後

イ 工期の末日のおおむね 10 日（名古屋市の休日を守る条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に定める休日を含みます。）前

(2) 方法

別添の書面を提出してください。

※提出先（本市から別途ご案内します。）

5 その他

(1) 本特例措置の対象者には、本市から個別に説明をさせていただきます。

(2) 今後、工事等で公告等を行う案件については、当面、入札公告、指名通知等に特例措置の対象となるかどうかの記載をします。